医療福祉拠点人材養成機能整備事業にかかる基本協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と、学校法人京都女子学園（以下「乙」という。）は、医療福祉拠点人材養成機能整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、次のとおり合意し、本基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲と乙が協力して、乙の新学部（以下「新学部」という。）設置業務を円滑に推進するとともに、新学部開設後の教育研究の充実、および甲乙双方が連携活動に取り組み、滋賀県における医療福祉人材の養成、確保を目的とする。

（新学部の概要）

第２条　乙は、新学部を滋賀県大津市に所在する本事業に係る県有地に設置するものとする。

２　新学部は看護職の養成を目的とし、入学定員は80名以上とする。

３　乙は、新学部の開設について令和11年４月を目指す。

（財政支援）

第３条　甲は乙に対して、施設整備に対する財政支援として初度整備に要する経費に対し、２分の１を限度に最大２７億円を補助するものとする。

（土地の賃貸）

第４条　甲は乙に対して、本事業の用に供する土地を49年11カ月間賃貸するものとし、貸付開始から３０年間は貸付料を２分の１に減額するものとする。

２　前項に定める土地の賃貸に係る定期借地契約（以下「定期借地契約」という。）は、令和９年４月の締結を目指すものとする。

（協力事項）

第５条　甲は乙の実習先の確保に向けて主体的に取り組むとともに、乙は新学部で養成した看護職の県内定着に向けて誠実に努力し、これらの活動を含め、双方が協力して本事業の成功に努めるものとする。

（有効期間）

第６条　本協定の有効期間は、本協定の締結日から定期借地契約期間が終了する日までとする。

（協議事項）

第７条　前各条に定めることのほか、本事業の推進に必要となる詳細な事項については定期借地契約を締結するまでの間に、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

２　本協定の解釈に疑義が生じたときは、本協定の趣旨に従い、甲および乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

以上の証として本基本協定書を２通作成し、甲および乙がそれぞれ記名の上、それぞれが各一通を保有する。

令和８年（2026年）10月16日

甲　　滋賀県大津市京町四丁目１番１号
滋賀県知事

三日月大造

乙　　京都府京都市東山区今熊野北日吉町 35 番地
学校法人 京都女子学園 理事長

芝原玄記